

貸金庫規定

<<自動用>>

反社会的勢力との取引拒絶について

この貸金庫は、13. (3)のいずれも該当しない場合に使用することができ、その一つにでも該当する場合には、当庫はこの貸金庫の使用申し込みをおことわりするものとします。

1. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、借主、代理人（届出があった場合。以下同じ。）の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借主に提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この貸金庫の利用を制限、解約する場合があります。
- (2) 借主、代理人が日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合、借主は在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当支店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、この貸金庫の利用を制限、解約する場合があります。
- (3) (1)および(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその事情を考慮して、当庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この貸金庫の利用を制限、解約する場合があります。
- (4) (1)から(3)までに定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫はこの貸金庫の利用の制限を解除します。

2. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前①から③に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は(1)に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

3. (重量制限)

貸金庫1個に格納することのできる重量は20kgまでとします。

4. (契約期間等)

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
- (2) 短期使用契約は3ヶ月以内とします。但し、期間内に申出があれば前回と同一期間の更新をします。

5. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫の店頭、ホームページで提示する料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
- (4) 3ヵ月以内の短期使用契約は、別に定める使用料を契約時(契約更新の場合は更新時)に前払いするものとします。

6. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

7. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主がカードを当金庫職員がご案内する操作機に挿入し届出の暗証をボタンにより操作のうえ正鍵を使用し行ってください。
なお、利用終了時は必ず施錠を確認のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。
- (2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
- (3) 格納品の出し入れは当金庫職員がご案内する場所で行ってください。

8. (届出事項の変更等)

- (1) カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、在留カード・特別永住者証明書の有効期限、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

* 正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (印章・鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) カード・印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間を設定させていただくことがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行い、手数料をいただきます。この場合、相当の期間を設定させていただくことがあります。

10. (貸金庫故障時の取扱い)

停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、貸金庫開庫票に氏名、届出の暗証を記入のうえカードとともに当金庫の窓口へ提出してください。

11. (暗証照合、印鑑照合等)

- (1) 当金庫の操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- なお、操作機の故障等の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印影と届出の暗証または印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- なお、契約日からカード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫票についても同様とします。
- (3) 使用される正鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。

12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) (1)の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。
- なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか前記9. に準じて取扱います。
- (2) 借主、代理人が次の①から⑦の一つにでも該当した場合には、当金庫は貸金庫の利用を制限、または借主に通知することなどにより解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を借主の届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。当庫から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主、代理人の名義人が存在しないことが明らかになった場合または借主、代理人の名義人の意思によらずに取引されたことが明らかになった場合
- ② この取引に係る借主、代理人の契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびカード、鍵を、当金庫の承認なく譲渡、質入れその他第三者の権利を設定、または第三者に利用させた場合
- ③ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ この取引の本人、代理人が、規定表紙枠内に記載の「反社会的勢力との取引拒絶について」に違反した場合
- ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項または1. (1)もしくは(2)に基づき借主が回答または届け出た事項について、借主の回答または届出が偽りであることが判明した場合
- ⑥ 1. (1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合
- ⑦ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が取引の解約が必要と判断した場合
- (3) (2)のほか、次の①から③の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は(2)と同様に貸金庫の利用を制限、解約することができるものとします。
- ① 借主が貸金庫使用申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主、代理人が、次のいずれかに該当した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員

- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - H. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - I. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - J. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - K. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - L. その他前A. からK. に準ずる者
- ③ 借主、代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前A. からD. に準ずる行為
- (4) 次の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでも(2)と同様に貸金庫の利用を制限、解約することができるものとします。前記4.により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (5) (1)から(4)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を、月割計算により支払ってください。この場合、前記5.(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。
- なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日の前記5.(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (6) (1)から(4)の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (7) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、(6)の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求がありしだい支払ってください。

14. (特約条項)

当金庫は、管理上もしくは保安上の必要により、公証人もしくは弁護士等を立会いの上、貸金庫を開庫して、格納品を別途たるべき方法により保管することができるものとします。

15. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他のやむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

17. (譲渡、転貸等の禁止)

- (1) 貸金庫の使用権、借主、代理人の地位は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードならびに正鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な手柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
 - (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上